

組合ニュース

発行：2019年3月11日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail:oitauu@fat.coara.or.jp

第8回・9回団体交渉報告

非常勤職員雇用期限についての団体交渉 対象範囲について交渉継続中

この間、法人と主に非常勤職員の雇用期限の廃止に向けた交渉を続けて参りました。年末年始にかけて、本件については、法人による通知発令、説明会の開催の動きがあり、交渉の動向について不明な点が多かったのではないかと推察いたします。その経緯等の説明が遅れ大変ご心配をおかけしましたが、今号ではその交渉（第8回1月31日・第9回2月19日）の経緯をお知らせします。

■2018年12月25日付法人通知について

2018年12月25日に法人から「国立大学法人大分大学非常勤職員の労働契約の期間の特例に関する規程の一部改正の運用について（通知）」が発されました。（詳細はイントラをご参照ください）。その内容を簡単に箇条書きしますと次の通りです。

①これまでの交渉到達事項の確認

雇用期限が廃止される非常勤職員の対象範囲を定めている非常勤特例（「大分大学非常勤職員の労働契約の期間の特例」）第2条第4号にて、障害者の法定雇用率維持等を目的として「障害者」を、第2条第5号にて、これまでの団体交渉を通じて労使で起草した「法人の業務の適正かつ円滑な運営を確保するため、必要とされる資

格、免許等を有する者」を、2019年4月から雇用期限廃止の対象とすることが通知されました。

②これまでの交渉では確認されていなかった事項

（1）非常勤特例第2条5号「資格、免許『等』を有する者」の解釈について、「資格、免許を有する者と客観的に同一視することができる能力が実証されたと認められる者」とされたこと。

（2）「資格、免許『等』」の該当性の認定基準が示され、かつ、非常勤職員の雇用期限廃止は、必要最小限にとどめるべきであり、その運用に当たっても、限定的に厳格に運用する、とされたこと。

同年12月21日の団体交渉では①について労使合意がなされ、「資格、免許『等』を有する者」の対象範囲について今後交渉を継続することを確認し、「資格、免許『等』を有する者」の対象範囲について法人の現時点での見解を示してほしい旨を伝えたところ、現時点では基準を示すことはできず、②で示されたような基準はまったく示されませんでした。ところが、外見上あたかも労使合意事項と読める上記通知が出されたため、即日猛抗議を致しました。その結果、石川理事は同通知を撤回しないとしつつ、上記通知はあくまで法人の現段階での方

針を示したにすぎないと回答し、同月27日にその旨の補足説明がイントラに出されました。また、非常勤職員の方をはじめとして、上記通知により多大な混乱が生じたため、法人により2019年1月7日に説明会が開催されました。

年末年始の一連の動向ではっきりしたことは、「資格、免許『等』」の範囲が、法人の認識ではきわめて限定的である、ということです。通知が発される前の2018年12月21日の団体交渉までは、労働契約法18条の趣旨からすれば希望者全員の雇用期限廃止が当然必要となるどころ、法人の財政的事情を考慮すれば全員を雇用期限廃止の対象とすることは困難であるものの、「資格、免許『等』」の範囲をできる限り広く解釈できるよう、一年を目安に団体交渉を通じて基準設定を行うという認識を労使で共有していたはずでした。ところが、その交渉から数日もたたないうちに、寝耳に水の「資格、免許『等』」の判断基準が示されたこととなります。

■ 団体交渉結果と今後の見通し

上記通知にて法人側の現時点での方針が明らかになりましたが、組合は、引き続き「資格、免許『等』」の対象範囲について交渉を続けて参ります。現に第9回団体交渉では、非常勤特例第2条第5号「法人の業務の適正かつ円滑な運営を確保するため、必要とされる資格、免許等を有する者」の範囲を、公的資格・免許を要さない1つのポストについて拡大することができました。

公的資格・免許がなくとも、「法人の業務の適正かつ円滑な運営」に必要な業務であることを示すことができれば雇用期限廃止の対象となりうるという一例が示されたといつてよいでしょう。

また、法人からは、本年9月を目処にこの対象範囲の判断基準を作成したいとの見解が提示され、今後もこれについての団体交渉を継続して参ります。

最後に、今後の見通しについてお知らせいたします。まずは、非常勤特例第2条第5号自体、2019年4月施行の新規定ですので、新規定の制度内容を各部局長に

正確に理解していただけるように働きかけて参ります。また、組合ニュース本号での内容を非常勤職員の方々に説明する機会を設けたいと思っております。

交渉の経緯等含め、ご不明・ご心配な点がございましたら、気軽に組合室に相談にお越しください。

3月7日、教職員共済説明会を行いました！

教職員共済大学事業所の森田事務局長に来て頂き、組合室でお弁当を頂きながら、教職員共済ならではの利点など、説明をしていただきました。お忙しいなかご参加頂きました方、大変ありがとうございました。共済につきましてご興味がある、不明な点がある、加入内容を見直したい、等ございましたら、お気軽に組合までご相談ください。



☆春の訪れ☆

構内の梅の花は散りつつありますが、組合室の裏に自生している杏の花が満開を迎えています。ぜひご鑑賞にいらしてください。

